

法務総合研究所

# 研究部報告

22

## — 児童虐待に関する研究 — (第3報告)

はしがき .....	鶴田六郎	i
要旨紹介 .....	吉田博視	ii
第1部 アンケート調査 .....		1
第2部 聞き取り調査 .....		33
第3部 「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文 .....		107

2003

法務総合研究所

## は し が き

法務総合研究所研究部が、最近実施した調査研究の結果をとりまとめ、ここに研究部報告第22号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第22号は、「児童虐待に関する研究(第3報告)」として、研究部が平成14年に実施した、「一般市民に対する被害経験等の調査」の結果を報告している。

法務総合研究所における「児童虐待に関する研究」は、近時、児童虐待が深刻な社会問題として国民の関心を集め、平成12年5月には児童虐待の発見と防止のための「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されるなど、児童虐待問題への社会的取組が推進される中で実施したものであり、平成12年には、全国の少年院を対象に「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」を行い、研究部報告第11号及び同第19号として既に報告したところである。

今回の「一般市民に対する被害経験等の調査」はこれに続くものであり、一般の人々における児童虐待の被害状況を把握し、併せて少年院在院者との比較検討を行う資料を得るとともに、被害経験が与えた影響及びその克服過程並びにそこにおいて必要としたサポートなどを明らかにすることを目的として、平成14年、一般市民を対象に全国規模でのアンケート調査及び聞き取り調査を実施した。

児童虐待については、従来から、様々な調査研究が進められてきているが、このたびの調査によって、外部からは見えにくい、家庭内における児童虐待の実態を明らかにしたことの意義は大きいと考える。さらに、聞き取り調査においては、虐待被害の克服過程等に関する貴重な資料が得られたものと受け止めている。

本研究報告は以上の結果を踏まえたものであり、第1部としてアンケート調査の結果をまとめ、第2部として聞き取り調査の結果をまとめた。また、「児童虐待に関する研究」の実施に併せて、平成12年以降、法律、医学、社会福祉等の専門家の参加を得て「児童虐待問題に関する研究会」を開催してきたが、第3部では、本研究会のメンバーである専門家から寄せられた、児童虐待問題及び「児童虐待に関する研究」に係る論文を掲載した。

本報告書が、児童虐待を受けた非行少年等に対する処遇の在り方を検討する上で、さらには、有効かつ適切な児童虐待対策を検討する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。

最後に、今回の調査を実施する上で、御理解と御協力を賜った一般市民の方々や、法務局及び矯正研修所を始めとする法務省関係機関の各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成15年5月

法務総合研究所長

鶴 田 六 郎

## 要 旨 紹 介

本報告は、第1部及び第2部では平成14年に実施した「一般市民に対する被害経験等の調査」の結果をまとめ、第3部では「児童虐待問題に関する研究会」の参加メンバーである法律、医学、社会福祉等の専門家による論文を掲載している。以下では、利用の参考のため、「一般市民に対する被害経験等の調査」の要旨を紹介する。

### 1 研究の実施目的

本研究は、一般人を対象とした児童虐待の被害経験等に関するアンケート調査及び聞き取り調査の実施により、一般人における児童虐待被害の実態、被害経験が与えた影響及びその克服過程並びにそこにおいて必要としたサポートなどを明らかにし、併せて平成12年に実施した「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」の結果と比較検討するための資料を収集することにより、もって児童虐待の被害経験のある非行少年等の処遇の検討及び児童虐待の防止全般に資することを目的とした。

### 2 アンケート調査結果

平成14年5月、全国の18歳から39歳までの男女の中から無作為に抽出された15,000名を対象に、アンケート調査を郵送によって実施し、有効回答者数は2,862名（回答率19.1%）であった。

アンケート調査では、「児童虐待の防止等に関する法律」に挙げられた4種類の虐待（本研究では、「身体的暴力」、「ネグレクト」、「性的暴力」及び「心理的暴力」とする。）に加えて、同法に規定されていない家族間の暴力の目撃等についても、「間接的暴力」として取り上げ、同居する保護者である家族による18歳までの被害経験の有無などについて回答を求めた。

#### (1) 被害の実態

ア 5.3%が身体的暴力を、3.8%がネグレクトを、2.2%が性的暴力を、10.4%が心理的暴力を経験しており、また、14.5%が、これらのいずれかを体験しているという結果が得られた。なお、間接的暴力は13.7%であり、間接的暴力を含めると、いずれかの被害を経験した比率は21.7%であった。

イ 被害の種類ごとの被害状況を、回答者の属性（性別及び年齢層別）ごとに見ると、ネグレクトについては「男性30歳未満」の者において、性的暴力及び心理的暴力については「女性30歳未満」の者において、それぞれ被害経験有りとする比率が高いとの結果が得られた。

#### (2) 援助・サポート

被害を受けていた当時、「あったらよかったと思う援助・サポート先」を、それぞれの被害について尋ねたところ、身体的暴力では「家族」が、ネグレクト及び性的暴力では「相談窓口」が第1に挙がるなど、被害の種類によって援助・サポートを求める対象が異なるとの結果が得られた。

#### (3) 被害の影響

いずれかの被害を受けた場合の、それが「今の生き方に与える影響の程度」については、心理的暴力を受けた場合、その影響が強いと回答する結果が得られた。

#### (4) 法律に関する知識及びしつけに関する意見

児童虐待の防止等に関する法律ができたことを「聞いたことがある」と回答した者は8割を超えた。また、親が自分の子どもをしつける上で、「しかる理由がはっきりしていれば、ある程度たたいてもかまわない」が8割以上を占め、「どんな理由があっても、たたいたりしてしつけるべきではない」は1割強

であった。

### 3 聞き取り調査結果

上記アンケート調査でいずれかの被害を受けたと回答し、さらに、聞き取り調査に協力してもよいとの意向を示した45名（男性11名、女性34名、うち分析対象としたのは女性1名を除く44名）を対象に、平成14年5月から同年9月までの期間、本研究担当者が、面接対象者1人当たり各1回の聞き取り調査を行い、併せて日本版GHQ（12項目の短縮版）を実施した。

聞き取り調査では、①家庭内における児童虐待の様相、②背景にある家庭の状況、③被害経験が被害者に与えた影響及びその克服過程、④そこにおいて、被害者が必要とした援助・サポートなどを明らかにすることに主眼を置いた。

虐待としては、アンケート調査と同様の5種類（「身体的暴力」、「ネグレクト」、「性的暴力」、「心理的暴力」及び「間接的暴力」）を取り上げたが、加害者については、保護者に限らず、その他の同居家族や家族以外の加害者によるものも含めて取り上げた。

#### (1) 面接対象者の被害の概要

面接対象者が家庭内で受けた児童虐待の被害の様相について、これを当時の面接対象者がどのように受け止めたのかを含めて検討したところ、以下のような結果が得られた。

ア 加害者については、身体的暴力や性的暴力については父の場合が多いのに対して、心理的暴力については母の場合が多いなど、被害の種類によって異なる傾向が認められた。

イ 被害当時、心理的暴力を受けた場合には自罰感情や自殺念慮等を抱いた者が少なからず認められ、また、間接的暴力を受けた場合には暴力の脅威に恐怖感等を抱いた者が多いなど、これらの虐待においても、被害者に様々なダメージを与えていた。

#### (2) 面接対象者の家族

面接対象者の家族について、児童虐待の被害者、加害者の二者関係のみならず、これ以外の家族をも含めた関係や、家族史を検討したところ、以下のような結果が得られた。

ア 家庭内で生じている児童虐待に対して「何もしない」家族がいる場合が多く、虐待が継続する背景として、家族間で助け合う機能が有効に働かないなどの問題が認められた。他方、虐待を止めようとした家族がいた場合は少数であるが、比較的早期に虐待が終息する傾向が認められた。

イ ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」とする。）の巻き添えで児童が暴力を受ける事例や、DVの被害者が児童虐待の加害者になるなどの事例が少なからず認められた。

#### (3) 面接対象者の逸脱行動等

面接対象者の逸脱行動等について検討を加えたところ、以下のような結果が得られた。

ア 刑罰法規に触れる行為にかかわった旨言及した者は面接対象者の2割に満たないが、女性より男性の方がその比率が高かった。ただし、男性では犯罪の直接的動機として、家族との関係に言及する者はいなかったが、女性では多かった。

イ 面接対象者の多くが、自らを傷つけることを考えた、あるいは実際に傷つけたと言及しており、男性より女性の方がその傾向が強かった。

#### (4) 面接対象者の現在及び現在までの経緯

児童虐待の被害経験による長期的な影響や、その克服過程に焦点を当てたところ、以下のような結果が得られた。

ア 被害の影響は心身の健康状態を始め対人関係の在り方や家庭観等、多方面にわたっていた。また、

被害の種類によって、その影響に特有の傾向が見られるものもあった。なお、心理的暴力や間接的暴力の影響についても軽視できないことが明らかになった。

イ 被害の影響と思われる心身の症状を過去に呈したことがあると言及した者は面接対象者の9割に達したが、面接時点での精神的な健康度では、6割近くが健常域にあった。なお、被害経験について理解や洞察を深め、自己の経験の一部として統合するに至った者や、統合しようと試みている者については、精神的な健康度が健常域にある比率が高かった。

ウ 面接対象者の中には、被害経験をもとに、異性を始めとして良好な対人関係を持てずいたり、戸惑いを覚えたりする者がいた。また、結婚生活や子育て体験を通じて、自らの虐待経験を克服できたと感じる面接対象者がいる一方で、「暴力は連鎖する」との情報をもとに、適切な子育てができないのではないかとの不安を抱く者もいた。なお、配偶者からの暴力等、児童虐待以外の被害を受けた経験を有する者も少なくなかった。

エ 児童期の虐待被害を乗り越えて「今日に至ることができた」理由については、「他者の存在」を挙げる者が多く、「被害体験を共有できる仲間の存在」などが認められるとともに、苦難を克服した自分自身を肯定的に評価し、自尊心を維持することが大切とする者などがいた。

#### (5) 面接対象者が求める援助・サポート

面接対象者を巡る援助・サポートの状況を面接対象者の視点からとらえ、検討を加えたところ、以下のような結果が得られた。

ア 虐待被害のさなかにおいては、面接対象者の多くは、周囲に被害を訴えてサポートを求めることに困難を感じる心理状態にあったと言及している。なお、被害を訴えた場合においては、訴えた相手は同居家族が大半を占めたが、同居家族に訴えたことによって、有効な援助・サポートが得られたとする者は少なかった。

イ 虐待被害によってダメージを受けながら、適切なサポートや現実的な対処を欠いたまま経過し、被害による影響を長期化・深刻化させていると思われる面接対象者が少なくなかった。

ウ 虐待被害のさなかにおいて、公的機関に自ら援助・サポートを求めたとする面接対象者は少なかったが、公的機関による援助・サポートに対する潜在的なニーズをうかがわせる発言は、より多くの者において認められた。また、医療機関へのニーズとして、心身の健康状態に不安を抱き、精神的・心理的な手当てを求める発言が、聞き取り調査の時点においても認められた。

研究部長

吉田博視

— 児童虐待に関する研究 —  
(第3報告)

	研究官	庵前幸美
	研究官	寺戸亮二
	研究官	藤野京子
	研究官補	浅野法代
府中刑務所 分類審議室	(前研究官)	古田 薫
上席統括矯正処遇官 (審査担当)		
交野女子学院	(前研究官補)	徳田 祐子
統括専門官 (企画・教務担当)		
大阪保護観察所 保護観察官	(前研究官補)	石井 智之

## 目 次

<b>第1部 アンケート調査</b> .....	7
第1 研究の実施概要 .....	9
1 目的 .....	9
2 方法 .....	9
(1) 質問内容 .....	9
(2) 調査対象者及び実施方法 .....	9
第2 結果 .....	11
1 有効回答者の属性 .....	11
2 被害の実態 .....	11
3 援助・サポート .....	13
4 被害の影響 .....	14
5 法知識やしつけ意見 .....	16
第3 考察 .....	20
第4 まとめ .....	24
引用文献 .....	25
資料 .....	26
<b>第2部 聞き取り調査</b> .....	33
第1 研究の実施概要 .....	35
1 目的 .....	35
2 方法 .....	35
(1) 面接内容 .....	35
(2) 面接対象者 .....	35
(3) 実施方法 .....	38
3 分析の意義と制約 .....	38
第2 被害の実態 .....	40
1 身体的暴力 .....	40
2 ネグレクト .....	41
3 性的暴力 .....	41
4 心理的暴力 .....	42
5 間接的暴力 .....	43
6 その他の被害 .....	44
7 むすび .....	44
第3 面接対象者の家族 .....	46
1 分析の視点 .....	46
2 虐待の程度に及ぼす様々な要因 .....	47
(1) 面接対象者に向かう暴力経路の数 .....	47

(2) 被害の直接性 .....	48
(3) 被害の種類 .....	48
(4) 被害期間 .....	48
(5) 介入の有無 .....	49
(6) その他の要因 .....	52
ア 面接対象者の親の個人的要因 .....	52
イ 面接対象者やその加害者を取り巻く要因 .....	53
3 家族史からの分析 .....	54
4 むすび .....	57
第4 面接対象者の逸脱行動等 .....	58
1 犯罪とのかかわり .....	58
(1) 犯罪の具体的内容 .....	58
(2) 犯罪に走らなかった理由 .....	59
2 家出等の家から離れる現象 .....	60
3 学校不適應 .....	61
4 自己毀損現象等 .....	62
5 逸脱行動等の方向性 .....	63
6 むすび .....	64
第5 面接対象者の現在及び現在までの経過 .....	65
1 当時の被害状況とその影響の経過及び現在症 .....	65
(1) GHQからの分析 .....	65
(2) 各種被害からの分析 .....	68
ア 身体的暴力と間接的暴力 .....	68
(ア) 暴力への親和性 .....	68
(イ) 間接的暴力の後遺症 .....	69
イ 性的暴力 .....	70
(ア) 性的暴力の意味が分かるということ .....	70
(イ) 不適切な性行動 .....	70
(ウ) 性的暴力を口外するという事 .....	71
ウ 心理的暴力 .....	71
(ア) 愛情が十分に注がれなかった場合の心理的暴力 .....	72
(イ) 過干渉タイプの心理的暴力 .....	72
2 被害体験や加害者の現在のとらえ方 .....	73
(1) 被害経験の現在のとらえ方とGHQ .....	73
(2) 加害者への現在の理解と感情 .....	74
(3) 加害者への現在の感情とGHQ .....	75
(4) 加害者との現在の接触の程度からの分析 .....	76
ア 「加害者との音信不通」と「加害者の死去」の違い .....	76
イ 別居の影響 .....	76
ウ 同居の内実 .....	77



(5) 面接対象者の性差にみる加害者との関係性変化の過程	78
ア 男性面接対象者と加害者との身体的力関係の逆転がもたらすもの	78
イ 女性面接対象者の結婚による加害者との関係性変化	78
3 他者との関係の持ち方や他者への思い	79
(1) 未婚者の異性観や結婚観	79
(2) 既婚者の夫婦関係や子育て観	81
(3) その他の人との関わり	82
4 虐待の連鎖	83
(1) 配偶者間の暴力	83
(2) 我が子への暴力	83
5 今日に至ることができた理由やそれに影響したと思われる要因	85
(1) 他者の存在	85
(2) 他者の被虐待情報	86
(3) 虐待以外のことに目を転じること	87
(4) 他者に多くを期待しないこと	87
(5) 自尊心を持つこと	87
6 むすび	88
第6 面接対象者のニーズ	90
1 面接対象者の被害当時のニーズと周囲のサポート	90
(1) 面接対象者が被害を訴えた場合におけるサポートの状況	90
ア 同居家族に対する被害の訴え	90
(ア) 同居家族に被害を訴えた事例	90
(イ) 同居家族に被害を訴えた時期	91
(ウ) 同居家族に被害を訴えてサポートが得られなかった場合と得られた場合	92
(エ) 同居家族からサポートが得られなかった場合のその後の対応	92
イ 親戚に対する被害の訴え	92
ウ 学校関係者に対する被害の訴え	93
エ 公的機関・地域住民に対する被害の訴え	94
オ 医療関係者に対する被害の訴え	95
(2) 周囲が自発的に行ったサポートの状況	95
(3) 面接対象者からの被害の訴えも周囲からのサポートもなされなかった場合	96
ア 面接対象者からの被害の訴えも周囲からのサポートもなされなかった事例	96
イ 面接対象者が被害を訴えなかった様々な理由	97
ウ 表明されなかったニーズ	98
2 面接対象者の現在のニーズ	99
(1) 表明された現在のニーズの概要	99
(2) 表明されない現在のニーズ	100
3 「児童虐待の防止等に関する意見」にうかがえるニーズ	100
4 むすび	101
第7 まとめ	102

引用文献	104
<b>第3部 「児童虐待問題に関する研究会」外部参加者による論文</b>	<b>107</b>
岩井 宜子「児童虐待対策への法的課題」	109
奥山眞紀子「本研究から見えてきた子どもや家族への治療やケアに対する示唆」	118
柏女 霊峰「児童虐待防止市町村ネットワークの可能性」	125
松原 康雄「児童虐待における心理的虐待の位置」	133
西嶋 嘉彦「児童虐待：連鎖模様」	140
大原美知子「児童虐待－親アプローチの現状と課題」	147